

資料4

委員提出資料

特別区議会議員の定数（維新案）

令和8年9月18日

区議会議員の定数

(1) 選挙区

◆選挙区は、各特別区とする

(参考)

- 特別区の議会の議員の選挙については、その区域の全部を一つの区域として選挙を行うことが原則
- 例外的に選挙区を設ける場合、特別区設置協定書に記載が必要
(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令 第17条第1項)
 - ・特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第5条第1項第8号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

(2) 議員定数

◆各特別区の議員定数は、次回統一地方選挙で適用される大阪市会の議員定数
(行政区ごとの定数を積み上げたもの) とする

第一区	第二区	第三区	第四区	計
13人	17人	18人	22人	70人

(参考)令和5年改正条例による新たな各選挙区選出議員数(次の一般選挙から施行)

	選挙区	選出議員数		選挙区	選出議員数
第一区	東淀川区	4	第三区	中央区	3
	淀川区	5		西区	3
	西淀川区	2		港区	2
	此花区	2		浪速区	2
第二区	旭区	2		大正区	2
	都島区	3		西成区	3
	鶴見区	3		住之江区	3
	城東区	4	第四区	東成区	2
	北区	3		天王寺区	2
	福島区	2		生野区	3
				阿倍野区	3
				東住吉区	3
				住吉区	4
				平野区	5

※大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月13日市条例第49号）